

議 長 日程第9「議案第13号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第13号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当課長 それではですね、本条例の一部を改正させていただく内容について、御説明をさせていただきます。最初に2枚をおめくりいただき、参考資料の新旧対照表をごらんください。

まず初めに、行政不服審査法の施行に伴い、2行目の第25条の見出し並びに7行目の「異議申立」を「審査請求」に改めさせていただくものです。

続きまして、2ページをお開きください。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により、他の法律による年金が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改定を行う必要があるため、今回改正させていただくものです。附則第6条第2項の表中、表の1行目になりますが、障害厚生年金等の調整率を現行0.86から0.88に、続きまして3ページをごらんください。表2段目、1、障害厚生年金等の右欄の改正内容につきましては、第1級の傷病等級の方については調整率0.90を0.91に、第2級の傷病等級の方は0.90を0.92に、第1級・第2級以外の傷病等級の方は0.91を0.92に改めさせていただくものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。同条第5項中、休業補償について、表の2段目になります。障害厚生年金等の右欄、調整率0.86を0.88に改めさせていただくものです。

議案の2枚目にお戻りください。附則につきましては、施行期日ということで平成28年4月1日から施行させていただくものです。

経過措置としまして、4月1日以降に支給する事由の生じた傷病補償年金、休業補償と、4月1日以前に事由の生じた傷病補償年金のうち、4月1日以降に支給する分については、本条例が適用される内容と、また4月1日以前に事由の生じた休業補償と傷病補償年金のうち、4月1日以前に支払われる分については、改正前の条例が適用される旨を明記させていただいているものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第13号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。